

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第76号

## 建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和40年墨田区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「（随時閉鎖し、又は作動することができるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）」を「のうち次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 随時閉鎖し、又は作動することができるもの（防火ダンパーを除く。）

イ 常時閉鎖し、又は作動した状態にあるもの（各階の主要なものに限る。）

第14条第3項の表1の項中「10月31日」を「翌年の1月31日」に改め、同表2の項中「11月30日まで。ただし、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年4月1日から10月31日まで」を「翌年の1月31日まで」に改め、同表3の項中「。ただし、床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年4月1日から10月31日まで」を削り、同表4の項中「11月30日」を「翌年の1月31日」に改め、同表6の項中「9月30日」を「翌年の1月31日」に改め、同表7の項中「11月30日」を「翌年の1月31日」に改め、同表9の項中「10月31日」を「翌年の1月31日」に改める。

### 付 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。